

令和8年度ニセ電話詐欺対策広報啓発業務委託に係るプロポーザル実施要領

昨年、ニセ電話詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数、被害額がともに過去最多を記録したことから、県民に対し、詐欺被害を未然に防ぐための手口や対策について更なる周知・啓発を強化するため、ニセ電話詐欺対策の広報啓発を行うもの。については、本業務の委託先をプロポーザル方式により選定することとし、その募集・選定に関する手続について必要な事項を定めるもの。

なお、今回の業務においては、「SNS型投資・ロマンス詐欺」を含め「ニセ電話詐欺」と称することとする。

1 業務の名称

ニセ電話詐欺対策広報啓発業務

2 業務の内容

別紙仕様書のとおり。

3 委託上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

2,084,000円

4 参加資格

以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 法人であって、福岡県内に事業所（本社又は支社等）を有していること。
- (2) 業務に関する専門的な技術・資機材・人材等を有し、業務を円滑に遂行するための十分な能力及び経営基盤を有していること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っておらず、開始の申立てもなされていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に規定する者に該当しないこと。
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (6) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 福岡県暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。

5 手続等

(1) スケジュール (予定)

4月27日(月)	質問書提出期限
5月14日(木)	質問回答
5月22日(金)	参加申込書及び企画提案書締切
5月29日(金)	プレゼンテーション審査
6月下旬	業務委託契約締結

(2) 連絡先、書類提出先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県市町村・地域振興部生活安全課地域安全推進係(県庁南棟9階)

メールアドレス: anzen@pref.fukuoka.lg.jp

電話番号: 092-643-3124 FAX: 092-643-3169

(3) 仕様書及び本実施要領に関する質問

仕様書及び本実施要領に関する質問がある場合は、「質問書」(様式1)に必要な事項を記入の上、以下により提出すること。なお、提出期限を過ぎた質問、電話による質問は認めない。

ア 提出期限: 令和8年4月27日(月) 17時00分まで

イ 提出方法: 電子メール又はFAX(提出期限までに必着)

※送信時に必ず電話連絡を行うこと。

ウ 提出先: 上記(2)

エ 質問に対する回答について

令和8年5月14日(木) 17時00分までに、本件提案公募を掲載しているサイトに回答文を掲載する(質問者名は記載しない)。

ただし、質問や回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、公平性の確保、公正な選考を妨げる恐れがある質問には回答しない。

(4) 参加申込書及び企画提案書について

企画提案公募に参加する意向がある場合は、以下により「参加申込書」及び「企画提案書」を提出すること。

ア 提出期限: 令和8年5月22日(金) 17時00分まで

イ 提出方法: 持参または郵送(「企画提案応募書類在中」と朱書きすること。)

※郵送の場合は、発送時に必ず電子メール又は電話により連絡を行うこと。

ウ 提出先: 上記(2)

エ 提出書類

① 企画提案書: 9部

- ・A4サイズ(片面印刷)(図面などはA3サイズも可)
- ・表紙にはタイトル(業務名)、提出年月日、事業者名を記載
- ・ページ番号を付けること

② 提案見積書案: 1部

- ・業務ごとに内訳が分かるよう明示すること。

③ 会社紹介資料(会社の概要、実施体制(組織図等)が分かる資料): 9部

オ その他

- ① 提出された企画提案書等は委託先の選定のみに使用する。

- ② 提案書の作成に要した費用、その他参加に要した費用については、企画提案事業者の負担とする。
- ③ 本要領に示した公募参加の資格がない者、提出書類に虚偽の記載をした者が提出した提案書は無効とする。
- ④ 提出された提案書等は、理由の如何を問わず返却しない。

(5) 企画提案書の内容

- ① 企画提案事業者の概要（業務体制・スケジュール）
 - ・ 県内の事業所等の組織体制、経営状況、事業内容等
今回の事業に関わるプロジェクト体制（業務実施及び管理体制）、プロジェクトリーダー、窓口担当などの業務内容と指揮系統の明示
 - ・ 業務を受託するに当たってのセールスポイント
 - ・ 国又は地方公共団体の業務受託等実績（特に当該事業に類似した事業のもの）
- ② 業務全体の概要
 - ・ 業務全体の運営管理、業務実施体制
（スタッフの業務分担、年間スケジュール、進捗状況や目標の管理体制）
 - ・ 個人情報保護に関する取組
（個人情報の管理方法、プライバシーマークの取得状況等）提出
- ③ 業務内容の仕様
 - ・ 別添「仕様書」のとおり。
- ④ 独自提案事項
- ⑤ 見積価格の効率性
- ⑥ 所要経費
 - ・ 契約金額については、提出された企画提案書の評価を行い、契約候補者を選定した後、候補者に対し、改めて見積書提出を依頼し決定する。

(6) 審査会

本企画提案公募の審査は、審査会により行う。

本審査会の事務局は、福岡県市町村・地域振興部生活安全課に置く。

(7) 1次審査（書面審査）

企画提案事業者の数が5者を超えた場合は、審査会事務局において、(9)の審査基準により企画提案書の1次審査（書面審査）を行い、(8)の2次審査（プレゼンテーション審査）に進む5者を選定する。

(8) 2次審査（プレゼンテーション審査）

審査会において、プレゼンテーション審査を行い、合計点数が最も高い企画提案事業者を契約候補者として選定する。

ア プレゼンテーション審査の実施時間及び実施場所は、1次審査を通過した企画提案事業者に速やかに通知する。

イ プレゼンテーションは、すでに提出した企画提案書に沿って説明を行うこと。

ウ 提案書（紙面）で表現できない映像等を用いて、より具体的に分かりやすくPRすることも可能。

- ① 日程：令和8年5月29日（金）
- ② 場所：福岡県庁内会議室（予定）
- ③ 提案者数：最大5者まで
- ④ 持ち時間：1社25分程度（説明15分、質疑応答10分）予定

- ・企画提案書の内容を説明するためにプロジェクター等を使用する場合は、上記（２）の連絡先に必ず事前に連絡すること。

（９） 審査

- ・審査は、１次、２次ともに、下表に示す審査項目により採点する。
- ・２次審査において、合計点数が最も高い企画提案事業者を契約候補者とする。合計点数が同点となった場合は、審査会の協議により選定する。
満点の６割を最低基準とし、合計点数がこれに満たない場合は選定しない。
- ・企画提案事業者が１事業者の場合においても２次審査を行い、最低基準点を超えた場合、契約候補者として選定する。

項目	ポイント	配点
業務体制・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を遂行するための適切な業務体制及び人員確保がなされているか。 ・業務を確実に遂行しうる技量を有するとともに、無理なく履行期限を守ることのできるスケジュールとなっているか。 	計１０点
動画の発信	<ol style="list-style-type: none"> 1 詐欺被害防止のための動画総再生回数向上の取組み <ul style="list-style-type: none"> ・広報媒体に応じた動画総再生回数の目標設定について、具体的かつ現実性の高い提案がなされているか。（加点対象） ・動画の拡散が期待できる提案がなされているか。 2 独自提案 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な手段、媒体を活用した広報について、独自性がある具体的な提案がなされているか。 	計３０点
バナー広告等制作・ランディングページの改修または新規作成	<ol style="list-style-type: none"> 1 制作内容 <ul style="list-style-type: none"> ・３種類以上のバナー広告、２つのランディングページについて、県民が当事者意識を持ちやすい表示・掲載内容となっているか。 ・ランディングページのレイアウト案がユニバーサルデザイン（多様な利用者に配慮された設計）となっているか。 2 広告戦略の妥当性 <ul style="list-style-type: none"> ・バナー広告のターゲット設定、活用媒体の選定等方針戦略が明確であり、ランディングページの閲覧数の向上が見込めるか。 	計４０点
その他の独自提案事項	<ul style="list-style-type: none"> ・業務目的を達成するにあたり、上記広報手段以外の独自性のある、有効な提案となっているか。 	計１０点
見積価格の効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・経費の内訳が効率的な見積となっているか。 ・経費算出根拠は適切であるか。 	計１０点
合計		１００点

（備考）

- ① 書類審査の結果は、提案参加者全員に文書で通知する。
- ② 県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることができる。
- ③ 審査の経緯や順位、得点等は公表しない。
- ④ 審査結果に対する異議申立は受付しない。

(10) 企画提案参加に際しての注意事項

ア 失格または無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 公募要領等に違反すると認められる場合
- ⑤ その他、県が提示した事項に違反した場合

イ 著作権等

提出書類の内容に含まれるイラスト、写真等に関連して第三者との間に生じた紛争等については、全て企画提案事業者が責任を負うこととする。

ウ 複数提案の禁止

企画提案事業者の複数の提案書の提出は認めない。

エ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え、再提出は認めない（軽微な場合等で発注者が認めた場合は除く。）。

オ 提出書類の返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

カ 費用負担

企画提案書の作成、提出等、提案参加に要する経費等は、全て参加者の負担とする。

キ その他

- ① 参加申込書を提出したにも関わらず企画提案書を提出しない場合、またはプレゼンテーションに参加しない場合は、辞退したものとする。
- ② 参加者は、企画提案書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- ③ 提出書類を提出後、契約締結までの間に提案者が指名停止等に至った場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。この場合において、該当する者が契約候補者とされている場合は、次順位の者と手続きを行う。
- ④ 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに上記（2）の連絡先に連絡するとともに書面（様式不問）により届けること。

6 契約の締結

- (1) 審査会で選定された事業者を契約候補者として、協議を行う。なお、契約締結に係る費用は受託者の負担とする。
- (2) 契約に当たっては、提案内容を基に両者協議の上、最終の仕様を決定する。
- (3) 契約に当たっては、契約額（消費税込）の100分の10以上の金額を契約保証金として、県に納めること。

なお、この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは、契約期間終了時に全額返還する。また、

県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結された場合や、福岡県競争入札参加資格者名簿登録事業者であり、過去2年以内に地方公共団体または国（独立行政法人等を含む。）と同種及び同規

模の契約（2件以上）を履行したことについて、当該発注者等が交付した証明書を提出した場合は、契約保証金が減免される場合がある。

- (4) 委託料は、事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、謝金、保険料等）を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とする。

ただし、受託者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係ない経費や、備品購入など財産取得となる経費は対象外。